

答申第18号

答 申

1 審査会の結論

平成24年9月5日付けで異議申立人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関である資産税課が特定した異議申立人の自己情報の記録（以下「本件記録」という。）のうち「土地現調ノート（平成23年度）」からは「再調査請求を行った内容が確認できる記録」の部分は存在しないため、この部分に関する限り、不存在を理由とすることも加えた部分開示決定をすべきであるが、その他については妥当である。

なお、収税課が平成24年9月19日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、平成24年9月5日付けで次に掲げる本件記録に係る本件開示請求を行った。

ア 津市一身田中野字西塩田60-3における固定資産税に係る供託番号が確認できる供託書

イ 上記アに関し、還付を行った原因及び経緯が確認できる記録

ウ 津市一身田中野字西塩田60-5の課税地目に関し異議があったため、平成23年7月から8月に再調査請求を行った内容が確認できる記録、再調査を行った資料及び調査結果が確認できる記録

エ 平成24年6月に異議申立人宛てに送付された、普通郵便物1通及び速達郵便物2通

オ 津市一身田中野字西塩田60-5の課税地目に関し異議があったため、平成24年4月に異議を申し立てた内容が確認できる記録、再調査を行った資料、調査結果が確認できる記録

カ 津市一身田中野字西塩田60-5の課税地目は道路と査定できる事が確認できる資料

キ 上記エの郵送に当たり、起案及び決裁された事が確認できる資料

ク 津市に返送された上記エ

ケ 平成24年度第1期分の固定資産税及び都市計画税に係る督促処分を同年8月20日以前に納税者宛に発送したことが確認できる記録

コ 督促額合計141,360円を収税課が収納していることが確認できる資料

サ 津市一身田中野字興138-2に関し、登記地目及び課税地目ともに用悪

水路と確認及び査定されているが、用悪水路を宅地とした根拠が確認できる資料

シ 上記サに関し、課税地目である用悪水路に対する課税額が確認できる資料

- (2) 本件開示請求における、上記2(1)のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、サ、シに対し資産税課、ア、ケ、コに対し収税課は、対応する本件記録として、次のものを特定した。

ア 資産税課

- (ア) ○○○○の申し出事項における処理顛末書
- (イ) 市民からの固定資産税の納税通知及び領収書に関する質問について
- (ウ) 市民からの固定資産税の課税に関する質問について（伺い）
- (エ) 異議申立てに係る通知について（伺い）
- (オ) 異議申立てに係る通知について（報告）
- (カ) 異議申立てに係る通知について（伺い）
- (キ) 異議申立てに係る決定について（伺い）
- (ク) 土地現調ノート（平成23年度）
- (ケ) 土地現調ノート（平成24年度）
- (コ) 市民からのお問い合わせについて（伺い）

イ 収税課

供託書

- (3) 資産税課は、平成24年9月19日付け津市指令資第1197号、収税課は、平成24年9月19日付け津市指令収税第4210号で、自己情報の記録の一部を開示しない理由を次のとおり記載した上で本件処分を行った。

ア 自己情報の記録の一部の開示をしない理由

(ア) 資産税課

上記2(2)ア(エ)のうち、開示請求者以外の個人を特定する氏名の部分は、条例第16条第2号に該当するため。

なお、他の記録については全部開示。

(イ) 収税課

上記2(1)ケ及びコに係る記録については、実施機関では取得及び作成しておらず、存在しない。

なお、供託書については、全部開示。

- (4) 異議申立人は、平成24年9月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

(1) 資産税課

公開を行うとして、自己情報部分開示決定通知書の別紙に10項目が記載され

ているが、数多い請求に対し、どの請求に対し、どの記録を公開するのかが不明である事は、不作為と同等である。

(2) 収税課

平成24年1・2期分の督促処分通知書には、督促料80円が記載されている。このことは、80円の督促料を津市が請求した事実の証明であるにもかかわらず、実施機関では当該文書を作成しておらず不存在とするのは不作為である。また、平成24年1期分70,700円と2期分68,100円を含む3期、4期の合計274,800円を収納している事実があるにもかかわらず、督促額合計141,360円を収税課が収納していることが確認できる資料を実施機関では当該文書を作成しておらず不存在とするのは不作為である。

4 補正命令

資産税課は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成24年10月19日付け津市指令資第1305号にて補正命令を行った。

- (1) 異議申立書には、「自己情報部分開示決定通知処分 平成24年9月19日付（津市指令資 第1198号）」と記載されているが、「自己情報部分開示決定通知書 平成24年9月19日 津市指令資第1197号」の処分ということに相違ないか。
- (2) 異議申立書には、実施機関が行った処分に対し、どのような理由でどのような不服があり、どのような是正を求めるのかが明確に記載されておらず、異議申立ての趣旨及び理由を明確にすること。
- (3) 異議申立書のうち「異議申立ての趣旨、及び理由に付いて。」中に「No.2 津市指令資 第4210号」と記載されているが、実施機関が行った「自己情報部分開示決定通知書 平成24年9月19日 津市指令収税第4210号」の処分に対する異議申立ての趣旨及び理由を記載したものに相違ないか。

5 異議申立に関する補足及び補正命令に対する回答

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成24年11月20日付け（平成24年11月21日実施機関受付）にて、異議申立（平成24年9月21日付）に関する補足及び補正命令（平成24年10月19日付）に対する回答（以下、「補正書」という。）を実施機関に行った。その論点等は次のとおりである。

(1) 資産税課

項目ごとに開示する公文書が特定されていない、請求した公文書が全て開示されていない

(2) 収税課

ア 以前に供託書の内容を訂正する公約をいただいているが、当該供託書には、その内容が反映されていない

イ 1期分の督促手数料を抹消した旨の通知をいただいているが、それをもって既に発行している督促滞納通知書の内容は変わらない。よって「作成しておら

ず存在しない」は虚偽である

4 実施機関の不開示理由説明

(1) 資産税課

決定通知書において、異議申立人が請求した項目ごとに開示する本件記録をそれぞれ明記するよう求めていると思われるが、本件記録の内容が複数に渡っており、異議申立人が請求する本件記録の特定が困難であることから決定通知書には明記していない。開示実施の際にその旨は説明予定である。また、本件開示請求において異議申立人が請求した本件記録が全て開示されていないことについては、課税に関する本件記録はすべて開示している。

なお、補正書により異議申立人が請求している旨を主張している本件記録等に対する実施機関の説明の概要については、別表に掲げる。

(2) 収税課

供託書は全部開示しており、また、平成24年度第1期分の固定資産税・都市計画税に係る異議申立人に対する督促処分の8月20日以前の発送記録及び平成24年度第1・2期分の督促額合計141,360円を収税課が収納していることが確認できる資料については、実施機関では、公文書として作成及び取得しておらず不存在である。

5 部分開示理由等説明書に対する異議申立人の意見の概要

(1) 資産税課

部分開示決定通知書には、請求に対して、感じ取れる情報は記載されていない、また、どれが公開する情報であるかは不明である。

(2) 収税課

ア 事実に基づく還付に対する供託書は、元々存在しないとの答申を求める

イ 平成24年度第1期分の固定資産税・都市計画税に係る異議申立人に対する督促処分通知を発送している旨が公開請求に該当するとの答申を求める

ウ 平成24年度第1・2期分の督促額合計141,360円を税課が収納していることが確認できる資料は公開請求に該当するとの答申を求める

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関である資産税課は、本件処分のあり方について、また、収税課は、本件記録のうち開示した記録の内容及び不開示とした部分について争っている。次のとおり、実施機関ごとに審査会の判断を申し述べる。

(1) 資産税課

当審査会は、異議申立人及び資産税課の双方から提出された上記資料を検分し、また、津市情報公開個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23条）第7条の規定に基づき実施した、異議申立人及び資産税課双方の口頭による意見陳述を行ったことによると、異議申立人は、請求した項目ごとに開示する公文書が特定されていない、請求した公文書がすべて開示されていないことを主張してい

る。

一方、資産税課はこの点については、請求項目ごとに重複するものが多くあり、項目ごとに本件記録を特定するのは困難であり、これについては、説明を交えながら開示を実施したほうが異議申立人に判りやすいと判断したためということであった。

審査会では、資産税課から提出のあった資料を整理し、資産税課の行った本件処分の正当性について確認を行った。整理の内容については、前述の別表のとおりである。ここからは、次の論点が抽出できる。

まず、第一点として、異議申立人は、異議申立てに際し、補正書において本件開示請求に係る自己情報開示請求書には記載の無い、登記簿や法的資料の開示を求めている。（別表区分②、④及び⑤参照）これに対し資産税課は、登記簿の部分に関しては、自己情報開示請求書の中には登記簿という記載が無いため、登記簿の件には触れず本件処分を行ったということである。また、開示・不開示理由等説明書においても、不動産登記簿については、何人でも法務局において閲覧、また、交付の請求の出来るものであり、資産税課は当該業務の管轄外であることから登記簿を保有していない旨の説明を行なっている。

一方、雑種地を道路と認定できる法的資料の部分については、同じく開示・不開示理由等説明書において、固定資産評価基準及び津市固定資産評価事務取扱要領により地目を認定しているが、それらには異議申立人の個人情報に含まれない旨の説明を行なっている。

自己情報開示請求については、請求権の行使であり、請求内容を明確にして手続きを進める必要があり、このため、自己情報の開示請求は、本人確認等必要書類を添付した上で、自己情報開示請求書を提出しなければならないとしている。

（条例第15条）このことから、実施機関は、当該自己情報開示請求書の記載内容に即して請求の趣旨を判断すべきものであると考えられ、請求の趣旨は、第一義的には、当該自己情報開示請求書の記載内容から判断すべきものであると考えられる。したがって、当該自己情報開示請求書に記載の無い、登記簿や法的資料については、本件処分に含める必要性は認められない。また、この点について、資産税課は、開示・不開示理由等説明書において説明を行っていることから、資産税課の判断は妥当であると言える。

次に、第二点として、異議申立人が主張する、項目ごとに開示する公文書が特定されていない、請求した公文書が全て開示されていない点についてであるが、この点に関し資産税課は、自己情報部分開示決定通知書の「請求に係る自己情報の記録の内容」欄には別紙と記載し、別紙において、上記2(2)アに掲げる本件記録を特定し記載しており、こうした理由として、項目ごとに本件記録を特定するのは困難であり、これについては、説明を交えながら開示を実施したほうが異議申立人に判りやすいと判断したためということであった。

公文書の開示請求がされた場合、それに対応する個別文書を一つひとつ限定し

て列挙するのが、文書の特定として適切な方式であり、また、文書の特定は、通常このようにされている。

しかし、開示請求の一つひとつに対応した形で個別文書を限定列挙する方式を採らなくても、事情によっては、文書を特定していないとは言えない場合がある。個別文書を限定列挙する方法をとると、相互に関連する各開示請求に、これまた相互に関連する各文書の何れが該当するのか、その各請求に対応する各文書の該当性につき、内容解釈上、微妙な判断が必要となり、特定あるいは該当性をめぐって新たに紛議が生じ、かえって開示請求の趣旨にそぐわない結果が生じる場合であって、かつ開示の対象となりうる諸文書が全体として量的にも非常に大部とまでは言えない場合である。このような場合には、各文書の文書名を明らかにして文書一覧表を作成し、各文書を連ねて各開示請求に一括して対応できるようにその範囲を全体として画することをもって文書を特定する、とすることも許されることが考えられる。

複数の開示請求が同時に一つの開示請求書をもってなされた本件においては、開示の対象となりうる諸文書が、量的にも非常に大部というほどでなく、また、各開示請求が内容的に関連しているものの、資産税課への請求内容及び資産税課が特定した本件記録を別表のように整理できる限り、各開示請求に対応する個別文書を限定列挙することが困難であったと言えないところがあり、その限りでは特定が必ずしも十分な適切さをもってされたとは言いきれないが、そのような点があるとしても、各請求に対応する各文書の特定あるいは該当性をめぐる紛議が生じることのないように、実施機関において、開示の際、口頭説明まで含めて実施する予定であったことを併せて考慮するならば、文書の特定がされておらず、開示として不適切であった、とまでは言えない。

一方、別表中、別表区分②について、資産税課の資料を確認したところ、資産税課が特定した「土地現調ノート（平成２３年度）」からは、当該区分における請求内容のうち、「平成２３年７月から８月に再調査請求を行った内容が確認できる記録」が網羅できる記述は確認できず、この点について資産税課に意見を求めたところ、平成２３年度については、異議申立人からの調査依頼を受けた訳ではなく、資産税課が自発的に現地調査を行ったということであった。したがって、別表区分②については、当該請求内容の「平成２３年７月から８月に再調査請求を行った内容が確認できる記録、再調査を行った資料、調査結果が確認できる記録」のうち、「再調査を行った資料」、「調査結果が確認できる記録」は、資産税課が特定した「土地現調ノート（平成２３年度）」で網羅できるのだが、「再調査請求を行った内容が確認できる記録」の部分については網羅できていないとは考えられない。

上記の事情から、「平成２３年７月から８月に再調査請求を行った内容が確認できる記録」の部分については、本件決定に不存在の旨の記載をするべきだったと言えるが、その他の部分においては妥当であると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(2) 収税課

当審査会は、資産税課と同様に、異議申立人及び収税課の双方から提出された資料を検分し、また、津市情報公開個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23条）第7条の規定に基づき実施した、異議申立人及び収税課双方の口頭による意見陳述を行ったことによると、異議申立人は次の点を主張している。

ア 督促処分通知書に第1期分の督促料80円が記載されているので、平成24年度第1期分の固定資産税及び都市計画税に係る督促処分を同年8月20日以前に納税者宛に発送したことが確認できる記録が存在しないとする、また、この件に関し、第1期分の督促手数料を抹消した旨の通知を収税課から受けているので、当該記録を不存在としたことは虚偽である

イ 第1期分70,700円、2期分68,100円を含む3期、4期の合計274,800円を収納している事実があるので、督促額合計141,360円を収税課が収納していることが確認できる資料が存在しないとするのは虚偽である

ウ 開示された供託書の内容に不備がある

一方、収税課は、上記6(2)アについては、異議申立人に係る平成24年度第1期分の督促状は発送していないので、発送記録等は存在しないとのことであった。

また、異議申立人が主張する第1期分の督促手数料を抹消した旨の通知を受けているという点に関し、第1期分に係る督促手数料80円については、異議申立人が来庁した平成24年8月28日に事務の誤りを認めた上で陳謝し、その旨、平成24年10月16日付けで異議申立人宛てに通知を行ったということであった。

次に、上記6(2)イについては、異議申立人に係る第1期から第4期分の督促手数料等を除く本税分の合計額274,800円は、異議申立人が来庁した平成24年8月28日に収税課の窓口にて納付されたので、その記録は存在するが、異議申立人が言う、第1期分及び第2期分の本税分並びに督促料、延滞金を含めた合計額141,360円の収納記録は存在しないということであった。

次に、上記6(2)ウについては、開示したものが全てであり、収税課が公文書として保有しているものは他には存在しないということであった。

審査会では、収税課が特定した本件記録と併せ、異議申立人が主張している件に関し、それらが存在するか否かの確認を行った。上記6(2)アについては、異議申立人が主張するように、督促手数料を抹消した旨の通知の存在は、実施機関の口頭陳述の中から確認できるのだが、それについては、収税課の事務の誤りによるものであり、実際に異議申立人に係る平成24年度第1期分の督促料は賦課されておらず、督促状の発行は確認できなかった。したがって、督促状を納税者宛に発送した記録については発送していないので、当該記録は存在

しないと言える。同様に上記6(2)イについても、異議申立人に係る第1期から第4期分の督促手数料等を除く本税分の合計額274,800円を領収した記録は存在しているので、異議申立人が主張する督促額合計141,360円の本税部分である、第1期分70,700円、2期分68,100円について収納した記録は、274,800円の中に含まれているとは言えるものの、第1期分及び第2期分の本税分並びに督促料、延滞金を含めた合計額141,360円そのものを収納した記録は確認できなかったため、当該記録は存在しないと言える。一方、上記6(2)ウについては、異議申立人は補正書において、供託理由内容を訂正する旨の公約を取り付けているとの主張をしているが収税課が開示した以外の供託書は確認できなかった。なお、異議申立人が主張する当該供託書に関する事実関係等については、審査会の判断するところではないことを申し添える。

上記の事情から、収税課の行った本件決定は妥当であると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月17日	諮問書の受付
平成25年 2月 5日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成25年 2月18日	諮問案件の審議及び実施機関への聴取
平成25年 5月 7日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	白 石 友 行
委 員	内 田 典 夫
委 員	若 林 たけ子